

第一回協議会について（議事録より抜粋）

◎計画作成のイメージについて	
主 な 意 見	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで個別化した形で保存と活用が進められてきた文化財を、今回の計画では未指定の文化財も含めてトータルに、その地域の文化財全体を見据えて保存あるいは活用の計画を考えていくのが狙いである。
	<ul style="list-style-type: none"> ・この文化財保存活用地域計画は、日田市における文化財保存活用の100年の体系だろうと考えており、文化財によるまちづくり計画ではないかと捉えている。文化財は一部の専門家のもものだけでなく、基本的にはこの地域に住む過去、現在、未来の人々のものであり、この人たちが文化財を使って楽しむことが基本であると思う。市民の方々が主体となって楽しめるような、計画にしていきたいと考えている。
◎計画の位置づけについて	
主 な 意 見	<ul style="list-style-type: none"> ・日田市には総合計画など様々な計画が既にあるが、その計画と今回の文化財保存活用地域計画はどう関連するのか。既にある計画に沿う形になるのか、文化財保存活用地域計画での意見はどのくらい重要視されるのか。
意見に対する回答	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画等の上位階層にある計画は、基本的に方向性を示したもので、それら上位の計画の枠の中で、文化財保存活用地域計画では関連する文化財等に関しての保存と活用についての内容をまとめていくことになる。 なお、計画策定後に、定期的に計画の見直しを行う場合にも、上位にある総合計画等との整合性を保っていく。
◎文化財の把握、調査について	
主 な 意 見	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財ひとつひとつをカルテ方式で書き止めて保存していくのか。どういった方法で記録をしていくのか。
意見に対する回答	<ul style="list-style-type: none"> ・指定済み等の文化財とも合わせて、未把握の文化財を、カルテ方式、カード化していくことがよいと考えておりますが、今後、どのような形で整理していくか、カルテ方式も含めて検討していきます。
主 な 意 見	<ul style="list-style-type: none"> ・未指定文化財の価値、関連する文化財の価値を見つけて行く中で、来年度の春から秋にかけての現地調査では期間的にとてもシビアで、この間だけの調査でその文化財の全体像から細かいところまでを関連づけられるのか。
意見に対する回答	<ul style="list-style-type: none"> ・今の段階で情報のある指定文化財や未指定の文化財を基に、歴史文化の特徴をいくつかの事項に整えることになる。令和4年度の調査で文化財の内容を全て把握してから計画を策定するのではなく、作成後も将来に向け継続して調査し、その価値づけを行い、この計画を変更する中で積み上げていきたいと考えている。
主 な 意 見	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の現地調査を行う前にやらなければならないことがある。そ

	<p>れは、今まで書かれた市町村史であるとか、埋蔵文化財センター、県立歴史博物館、あるいは地元の郷土史関係の資料であるとか、そういうものを全部見直してリストを作っておかないといけない。昔の資料もあるので、それが現在まで残っているかどうかを確認しながら現地調査をしていかないと、やみくもに調査するといっても時間のロスが多い。なおかつ、それプラス、例えば近世石積みであるとか、近現代の産業遺産であるとか、そういったものは今まで殆どリストアップがされてない。そういうものまで視点に入れながら、リストを作っていくことになる。</p>
意見に対する回答	<ul style="list-style-type: none"> ・来年度の文化財総合把握調査につきまして、この名称からすると総合把握調査ということで、何か市内に存する文化財を全て把握に努めるといふふうに思われたと思いますが、実際に国が示しておりますパンフレット、あるいは指針の中でもしっかり調査をしなければ計画が出来ないというふうには書かれておりませんし、しっかり調査を求められているわけではありません。私どもは本年度、まず来年度に調査をするにあたり、市町村史であるとか、1市2町3村が合併する前に作られた村史などが沢山ありますので、今、現在、あるいは、過去に調査された資料につきましては十分把握をした上で、来年度の調査に臨むことを考えて作業をしている。
◎補助事業の制度について	
主 な 意 見	<ul style="list-style-type: none"> ・計画で位置づけされた関連遺産群の中に含まれている未指定の文化財について、何らかの整備をする時に補助があると聞いている。そういう理解でよいか。
意見に対する回答	<ul style="list-style-type: none"> ・未指定の文化財だけに特化して補助が出るということではなく、登録されている文化財は今まで補助の対象にならなかったものが、地域のシンボルとなるというところで補助の対象になる。(大分県文化課)
◎市民との関わり	
主 な 意 見	<ul style="list-style-type: none"> ・計画では市民の方は参加で止めるのではなく、もう一歩進めて参画まで進めていただきたいと思っている。例えば博物館で特別展をやるとします。そこに見にこられる方が観覧人口として一番多いわけです。その中で、今度は、博物館で展示をする時に一緒になって取り組んでいく形、それは市民参加型の展示となり、これは参加人口ということになる。その後、一歩先に、一緒になって特別展を最初から企画して、一緒になって展示をし、一緒になって図録をつくりましょう。これが私の考える市民参画ということですよ。